

百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務 仕様書

1. 業務名

百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務

2. 業務目的

「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産に登録されたことに伴い、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を多くの来訪者に伝えるため、改修後の大仙公園レストハウス及び堺市博物館にてガイダンス展示の機能を整備することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

4. 履行場所

大仙公園レストハウス及び堺市博物館

5. 業務内容

(1) ガイダンス展示の企画

改修後の大仙公園レストハウスの対象エリア（約 120 m²）及び堺市博物館の対象エリア（常設展示古代コーナー及び中庭に面した展示スペース並びに地下ホール前スペース等無料エリア）を活用し、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を伝えるためのガイダンス展示を企画する。

ア 与条件の整理

対象エリアの現況及び堺市博物館の既存の展示等の現況を調査し、与条件として整理する。

イ 展示の計画

展示構成、展示シナリオ、展示手法、施設内のゾーニング、動線を検討し、計画する。

ウ 検討資料、コーナースケッチの作成

上記ア、イに関する検討資料及び対象エリアのコーナースケッチを作成し、本市の許可を得る。

(2) 展示物の製作及び設置

(1) の内容に基づき、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を伝えるための展示物を製作し、対象エリアに設置する。設置に伴って必要となる改修を行う。

(3) その他

本業務を実施するにあたって、建築設計業務との連動や整合性についても十分に配慮し、必要に応じて本市及び建築設計受注者と協議を行って建築設計与件（展示設計の対象となる諸室における動線仕様、天井高、耐荷重、電気・空調・防災設備仕様等）、業務区分等について十分に調整するものとする。

6. 展示の監修

受注者は本業務を遂行するにあたり、専門的な助言を得るために監修者を置いて、必要に応じて意見を聴取すること。監修者は、世界遺産又は古墳時代に関する有識者とし、選定においては本市と協議すること。監修者に対する謝礼は、業務委託料に含むものとする。

7. 展示手法の専門家への意見聴取

受注者は本業務を遂行するにあたり、専門的な助言を得るために、展示手法の専門家へ意見を聴取すること。専門家は、展示手法に関する専門家とし、選定においては本市と協議すること。専門家に対する謝礼は、業務委託料に含むものとする。

8. 履行の方針

- (1) 大仙公園レストハウスに関する業務については、令和2年3月6日までに5（1）の建築設計に関わる部分について、内容（展示に際して必要となる建築設備の仕様）を示すこと。改修工事に関する設計業務との連動や整合性についても十分に配慮し、必要に応じて本市及び建築設計受注者と協議を行って建築設備の与件、業務区分等について十分に調整するものとする。改修工事に関する設計業務は、令和2年1月中旬から令和2年4月17日までを業務期間とする予定である。
- (2) 大仙公園レストハウスの改修工事は、令和2年12月末までに完了する予定である。大仙公園レストハウスへの展示物の設置及びそれに伴う設備等の工事はそれ以降に行うこととなる。具体的な設置時期、搬入経路等については、監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 堺市博物館での展示物の設置及びそれに伴う設備等の工事は、堺市博物館の運営と十分に調整したうえで実施すること。具体的な設置時期、搬入経路等については、堺市博物館と綿密に調整し、その指示を受けること。
- (4) 建築・設備に関する与件出しについては、具体的に示すこと。
- (5) 展示の多言語化に関する対応策についても検討し、実施すること。

9. 成果物

- (1) 展示物、展示用備品及び機器類
- (2) 設置に伴って必要となる造作、サイン等
- (3) 設計図等図面、展示物等成果物のリスト
- (4) パンフレット類

10. 資料等の貸与及び返還

- (1) 受注者は、業務上必要な図面及び資料等の貸与を本市に求めることができる。
- (2) 本市は、受注者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時までに責任を持って本市に返還するものとする。

1 1. 運搬責任

本業務にかかわる物品、資料及び納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、別に定めがない場合を除き、受注者の責任で行なうものとする。

1 2. 著作権の帰属

受注者が本業務により新たに製作した製作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は本市に帰属するものとし、本市はこれらの製作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受注者は本市に対して著作権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受注者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。業務で作成したホームページやデータ整備に関する権利は、全て本市に帰属する。ただし、民間地図によって提供される地図情報等については、その限りではない。

1 3. 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1 4. その他

- (1) 本業務の内容に疑義が生じた場合は、受注者は本市と協議のうえその指示に従うこと。本市において必要と認められるときは、作業の変更又は中止をすることがある。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務は、本市の検査をもって完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば受注者は速やかに訂正するものとする。また、受注者は業務の完了後であっても、明らかに受注者の瑕疵と本市が判断した事項については速やかに訂正するものとし、これに関する費用は受注者の負担とする。
- (4) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。
- (5) 本業務において取得された情報については、全て本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく使用、流用してはならない。
- (6) 本業務に学芸員資格保有者を一名以上配置すること。

1 5. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

イ 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16. 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受注者協議の上、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。